

5. 參考資料

米の試験上場の認可の公示について

○農林水産省告示第千三百三十四号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第一百五十六条第一項の規定に基づき、株式会社東京穀物商品取引所の上場商品の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可の処分をしたので、同法第三百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 商品市場を開設する者

株式会社東京穀物商品取引所

二 上場商品

イ 範囲の変更前 農産物（大豆（一般大豆）、大豆（Non-GMO大豆）、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆及びロブスタコーヒー生豆をいう。）

ロ 範囲の変更後 農産物（米穀、大豆（一般大豆）、大豆（Non-GMO大豆）、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆及びロブスタコーヒー生豆をいう。）

三 公示することとなった事由

商品先物取引法第一百五十六条第一項の規定に基づき、株式会社東京穀物商品取引所の既上場商品である農産物の範囲に、期限（取引を開始した日から二年を経過した日まで。ただし、二年経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。）を定めて米穀を追加する旨の業務規程の変更の認可の処分をしたため。

○農林水産省告示第千三百三十五号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第一百五十五条第一項の規定に基づき、関西商品取引所の上場商品の範囲の変更に係る定款の変更の認可の処分をしたので、同法第三百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 商品市場を開設する者

関西商品取引所

二 上場商品

イ 範囲の変更前 農産物（大豆（Non-GMO大豆）、大豆（米国産大豆）、小豆及びとうもろこしをいう。）

ロ 範囲の変更後 農産物（米穀、大豆（Non-GMO大豆）、大豆（米国産大豆）、小豆及びとうもろこしをいう。）

三 公示することとなった事由

商品先物取引法第一百五十五条第一項の規定に基づき、関西商品取引所の既上場商品である農産物の範囲に、期限（取引を開始した日から二年を経過した日まで。ただし、二年経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。）を定めて米穀を追加する旨の定款の変更の認可の処分をしたため。

東京穀物商品取引所が米の受渡しに係る放射性物質の基準値を平成24年4月1日以降、100Bq/kgと決定したことについて

株式会社東京穀物商品取引所
問合せ先 営業広報部
(電話 03-3668-9317)

放射性物質の新基準値施行後の米穀受渡供用品の取扱いについて

厚生労働省は、平成23年3月の東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を受けて、食品の安全性を確保する観点から食品中の放射性物質の暫定規制値を設定していますが、より一層、食品の安全と安心を確保するため、食品衛生法に基づく新基準値を設定し、その施行・適用日は本年4月1日が予定されています。新基準値案では、米穀について現在の暫定基準値500Bq/kgから100Bq/kgに引き下げることとされており、経過期間として本年9月30日までの間は、500Bq/kgを超える放射性セシウムを含有するものであってはならないこととしています。

本取引所では、米穀先物の受渡供用品について、米穀受渡細則第2条第6号に基づき「一般流通品以上の品位を有するもの」としておりますが、現物流通における対応実態及び農林水産省からも「経過措置期間において新基準値を超える米穀を現物受渡しの対象とすることは望ましくない」との考え方が示されたこと等を踏まえ、平成24年2月21日開催の取締役会において、業務規程第10条第6項及び第223条に基づき、下記の通り決定いたしましたので、お知らせ致します。

記

放射性物質の基準値にかかる本取引所の米穀の受渡供用品の取扱いについて、食品衛生法に基づく新基準値への改正が施行(本年4月1日を予定)された後は、業務規程第10条第6項及び第223条に基づき、新基準値(100Bq/kgの予定)を超える米穀については、経過期間にかかわらず、米穀受渡細則第2条第6号の「一般流通品以上の品位を有するもの」に該当しないものとして取扱うものとする。

関西商品取引所が米の受渡しに係る放射性物質の基準値を平成24年4月1日以降、100Bq/kgと決定したことについて

関西商品取引所

食品衛生法に基づく放射性物質の新基準値への改正施行後における本所の米穀の受渡供用品の取扱いについて

厚生労働省は、平成23年3月の東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故を受けて、食品の安全性を確保する観点から食品中の放射性物質の暫定規制値を設定していますが、より一層、食品の安全と安心を確保するため、食品衛生法に基づく新基準値を設定し、その施行・適用日は本年4月1日が予定されています。新基準値案では、米穀について現在の暫定基準値500Bq/kgから100Bq/kgに引き下げることでされており、経過期間として本年9月30日までの間は、500Bq/kgを超える放射性セシウムを含有するものであってはならないこととしています。

本所では、従来より農産物市場における受渡供用品については、「一般流通品以上の品位を有するもの」としておりますが、現物流通における対応実態及び農林水産省からも「経過措置期間において新基準値を超える米穀を現物受渡しの対象とすることは望ましくない」との考え方が示されたこと等を踏まえ、平成24年2月21日開催の理事会において、業務規程第8条第6項及び第187条に基づき、下記の通り決定いたしましたので、貴社関係部署、委託者等に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

放射性物質の基準値にかかる本取引所の米穀の受渡供用品の取扱いについて、食品衛生法に基づく新基準値への改正が施行(本年4月1日を予定)された後は、業務規程第8条第6項及び第187条に基づき、新基準値(100Bq/kgの予定)を超える米穀については、経過期間にかかわらず、「一般流通品以上の品位を有するもの」に該当しないものとして取扱うものとする。